

○総務省令第二百二十九号

国会議員互助年金法施行令を廃止する等の政令（平成十八年政令第七十三号）附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行令（昭和三十三年政令第四百十三号）第四十条の規定に基づき、及び恩給法（大正十二年法律第四十八号）（恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第一百五十五号）附則その他恩給に関する法令を含む。）を実施するため、恩給給与細則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

総務大臣 武田 良太

恩給給与細則等の一部を改正する省令

（恩給給与細則の一部改正）

第一条 恩給給与細則（昭和二十八年総理府令第六十七号）の一部を次のように改正する。

別紙第一号書式から第十三号書式までの規定中「（※代辦の署名は、請求者の印を押してください。）

」を削る。

別紙第十四号書式中「(※~~イ~~イの語句は、申請者の印を押してください。)」を削る。

別紙第十五号書式及び第十六号書式中「(※~~イ~~イの語句は、請求者の印を押してください。)」を削る。

別紙第二十七号書式から第三十一号書式まで、第三十八号書式、第三十九号書式及び第四十一号書式から第四十八号書式までの規定中「(※~~イ~~イの語句は、申請者の印を押してください。)」を削る。

別紙第五十五号書式中「(※~~イ~~イの語句は、~~イ~~イの印を押してください。)」を削る。

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の規定により給すべき扶助料又は改定すべき扶助料の請求手続に関する省令の一部改正)

第二条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の規定により給すべき扶助料又は改定すべき扶

助料の請求手続に関する省令(昭和三十一年総理府令第九十三号)の一部を次のように改正する。

別記第一号書式から第三号書式までの規定中「(※~~イ~~イの語句は、申請者の印を押してください。)」を削る。

別記第四号書式中「(※~~イ~~イの語句は、請求者の印を押してください。)」を削る。

別記第五号書式中「(※~~イ~~イの語句は、申請者の印を押してください。)」を削る。

(国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則の一部改正)

第三条 国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令(平成十八年総務省令第四十九号)附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則(昭和三十三年総理府令第四十一号)の一部を次のように改正する。

別記第一号書式から第九号書式までの規定中「(※~~代~~捺の場合、請求者の印を押してください。)」を削る。

別記第十号書式中「(※~~代~~捺の場合は、申請者の印を押してください。)」を削る。

別記第十一号書式中「(※~~代~~捺の場合は、請求者の印を押してください。)」を削る。

別記第十五号書式中「(※~~代~~捺の場合は、申請者の印を押してください。)」を削る。

別記第二十二号書式中「(※~~代~~捺の場合は、受給者の印を押してください。)」を削る。

(恩給法等の一部を改正する法律附則第十三条の規定により給すべき特例傷病恩給の請求手続に関する省

令の一部改正)

第四条 恩給法等の一部を改正する法律附則第十三条の規定により給すべき特例傷病恩給の請求手続に関する省令（昭和四十六年総理府令第三十三号）の一部を次のように改正する。

別記第一号書式中「（※イハ弊の縮略は、~~ニハ~~弊の田を挿してへたむこ。）」を削る。

別記第二号書式及び第三号書式中「（※イハ弊の縮略は、~~ニハ~~弊の田を挿してへたむこ。）」を削る。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。